

平成29年度版

栗山町議会基本条例の 誕生と展開



北海道栗山町議会

目 次

栗山町議会における議会改革の背景……………	2 P
栗山町議会基本条例の特徴……………	3 P
栗山町議会基本条例の実践……………	4 P
栗山町議会 議会改革・活性化の経過……………	1 3 P
栗山町議会基本条例全文……………	1 8 P
栗山町議会議員政治倫理条例全文……………	2 4 P
栗山町議会政務活動費の交付に関する条例全文……………	2 6 P

栗山町議会における議会改革の背景

地方分権一括法 平成12年4月1日施行

これまで議会として審議の対象とならなかった機関委任事務制度の廃止（行政事務の4割以上を占める）により地方議会の役割が極めて広範囲にわたり、責任の度合いがさらに重くなった。自治体（地方）は二元代表制において機関対立主義に基づき、全体としての議会は町長をはじめ執行機関をチェックし、議案に対しては常に是々非々の態度で臨むことが重要。

透明性の確保

- 会議が常に町民の目に公開され、緊張感を持って当局と対峙していること
 - (1) インターネットによるライブ中継及び録画配信システム
 - (2) 情報の公開（町民と情報を共有。常に正確なものを発信し、批判を受ける。）
- 情報公開条例の草案、町に先行し議案をつくり、本会議で委員長が提案
- 議会だより・議会ホームページの充実（全国レベルとの比較）

議員は財政問題に弱い

中長期財政問題等調査特別委員会の設置。町財政のシステムは町職員でさえ、一部の専門的な者しか十分承知していない状況にある。まず、この現状を打破することが議会の力量をつける第一歩。

常任委員会所管事務調査の充実

所管事務調査の中で十分チェック機能を発揮。（各委員会は必ず月1日以上は調査を実施し、本会議において委員長報告し、質問を受ける。）

監視型議会からの脱皮

提案権（総合計画の対案外2件）、修正権（ごみ有料化に伴う料金及びごみ袋の大きさを修正外4件）等、住民の目線において行動する議会に変化していく。

政務活動費の導入

自ら考え、自らの研修をすべて議員によるものとする。政務調査班を自主的に編成し、調査・研修する。（政務活動費の導入に合わせ、通常の各常任委員会の視察は廃止）

住民参加によるまちづくりと議会のあり方

議会報告会の実施。町民の中に入り、積極的に意見を聴き、当局提案（原案）が正に町民が求めるものかを審査する。議会議員間の討論にも発展。（今まではすべて町当局に対し、質疑の一方通行）

マスコミとの良好な関係の確保

正確な情報をできるだけ多く発信し、議会の活動を町民に知ってもらう有効な手段。

栗山町議会基本条例の特徴

1. 町民や団体との意見交換のための議会主催による**一般会議**の設置
2. 請願・陳情を**町民からの政策提案**として位置づけ
3. すべての議案に対する議員の**態度(賛否)**を公表
4. 年1回の**議会報告会**の開催を義務化
5. 議員の質問に対する町長や町職員の**反問権**の付与
6. **政策形成過程**に関する資料の提出の努力義務
7. 5項目にわたる**議決事項の追加**
8. 議員相互間の**自由討議**の推進
9. 政務活動費に関する**透明性**の確保
10. 議員の**政治倫理**を明記し、別途議会議員政治倫理条例を制定
11. **最高規範性**と毎年の**見直し**を明記
12. 町民から議会運営に関し提言を聴取する**議会モニター**を設置
13. 有識者に政策づくりへの助言をもらう**議会サポーター**の導入
14. 正副議長志願者の**所信表明**の導入

栗山町議会基本条例の実践

1 町民と議会の関係（第3章）

■態度（賛否）の公表（第4条第6項）

議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、すべての議案に対する各議員の賛否を議会だより、ホームページ等で公表する。

■議会報告会（第4条第8項）

議員が地域に出向き、常任・特別委員会など議会活動の状況を直接町民に報告し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聴く貴重な機会として、全国で2例目、北海道内では初となる議会報告会を平成17年3月に実施。議会基本条例制定のきっかけは、この報告会をぜひ継続して実施し、条例に明記すべきだという町民の意見に端を発している。

実施年月日	会場数	参加者数
平成17年3月28日～4月2日	12会場	370人
平成18年4月4日～4月8日	12会場	237人
平成18年11月21日 (議会基本条例制定後6カ月経過報告)	1会場	180人
平成19年3月27日～3月31日	12会場	300人
平成20年3月25日～3月29日	12会場	324人
平成20年12月2日～12月5日・9日 (合併に特化した議会報告会)	5会場	379人
平成21年3月30日～4月4日	12会場	291人
平成22年2月15日～2月20日	12会場	254人
平成22年8月9日 (総合計画に特化した議会報告会)	1会場	51人
平成23年3月28日～4月1日	12会場	252人
平成24年3月26日～3月30日	12会場	227人
平成25年2月27日 (自治基本条例等に特化した報告会)	3会場	42人
平成25年3月25日・26日・28日・29日	12会場	182人
平成26年2月17日・18日・20日・21日	12会場	225人
平成27年3月23日・24日・26日・27日	12会場	226人
平成28年3月22日・23日・24日・25日	12会場	224人
平成29年3月21日・22日・23日・24日	12会場	279人

2 町長と議会の関係（第4章）

■反問権（第5条第2項）

町長ほか町の職員は、議長の許可により議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため反問することができる。

議 会 名	反 問 者	内 容
平成18年 6月定例会	町長（一般質問）	【コンパクトシティ構想】
〃	教育長（一般質問）	【高齢者の学校給食への参加】
平成20年 9月定例会	町長（一般質問）	【合併検証の財政分析】
平成21年12月定例会	町長（一般質問）	【地域医療のあり方】
〃	町長（一般質問）	【LED街路灯の試験導入】
平成25年 6月定例会	町長（一般質問）	【街路整備事業の進捗状況】
平成26年 3月定例会	町長（一般質問）	【海外視察の成果】
平成26年12月定例会	町長（一般質問）	【行政資料のデジタル化】
平成28年 3月定例会	町長（一般質問）	【海外視察の予算】

■議決事項の追加（第8条）

地方自治法では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障（法96条第2項）が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較、検討し、5項目を新たに議決項目として追加した。

- (1) 基本構想及び基本計画
- (2) 栗山町都市計画マスタープラン

- (3) 栗山町住生活基本計画
- (4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

①第5次総合計画の策定

- H19. 8～H20. 1 行政側担当課との一般会議を10回開催
- H19. 9～12 地方自治法100条の2による専門的知見の活用
(北海学園大学法学部教授 神原 勝氏)
行政側案に対し、対案として議会案を作成
- H19. 10. 16 総合計画審議会との一般会議(議会案を提示)
- H19. 12. 3 総合計画審議会答申書策定委員との一般会議
- H19. 12. 5 総合計画審議会より町長へ答申
- H20. 1. 24 議会臨時会にて行政側より提案(特別委員会付託)
- H20. 2. 8 中長期財政問題等調査特別委員会にて審議
- H20. 2. 20 議会臨時会にて修正可決

②第5次総合計画の見直し

- H22. 11～12 行政側担当課との一般会議を4回開催
- H22. 12. 16 議会定例会にて行政側より提案(特別委員会付託)
中長期財政問題等調査特別委員会にて審議
- H22. 12. 17 議会定例会にて可決(付帯意見)

③栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- H20. 11. 14、H21. 2. 26 行政側担当課との一般会議を2回開催
- H21. 3. 17 議会定例会にて可決
- H23. 11. 22、H24. 2. 13 行政側担当課との一般会議を2回開催
- H24. 3. 19 議会定例会にて可決
- H26. 11. 28、H27. 2. 19 行政側担当課との一般会議を2回開催
- H27. 3. 19 議会定例会で可決

④次世代育成支援行動計画

H22. 1. 27 行政担当課との一般会議

H22. 3. 18 議会定例会にて可決

⑤栗山町都市計画マスタープラン

H25. 11. 6、H25. 12. 19 行政担当課との一般会議を2回開催

H26. 3. 20 議会定例会にて可決

⑥第6次総合計画の策定

H25. 8. 26、H25. 11. 15 行政担当課との一般会議を2回開催

H26. 7～11 行政担当課との一般会議を3回開催

H26. 12. 18 議会定例会にて行政側より提案（特別委員会付託）

H27. 1. 20 中長期財政問題等調査特別委員会にて審議

H27. 1. 28 議会臨時会にて可決

⑦栗山町住生活基本計画

H26. 12. 18、H27. 1. 28 行政側担当課との一般会議を2回開催

H27. 3. 19 議会定例会で可決

⑧栗山町子ども・子育て支援事業計画

H27. 1. 28、H27. 2. 19 行政側担当課との一般会議を2回開催

H27. 3. 19 議会定例会で可決

3 議会・議会事務局の体制整備（第8章）

■一般会議（第14条第2項）

活動が制限されている常任委員会や特別委員会だけでは対処することのできない諸課題に対し、議員と町民が自由に意見交換することができる会議。団体等からの開催要望に可能な限り対応し、必要に応じて議会側から開催を求めることもある。

実施年月日	相手先団体等	テーマ
平成18年 7月27日	栗山商工会議所	コンパクトで賑わいあふれるまちづくりの推進
平成19年 1月22日	栗山建設協会	建設業界の現況
平成19年 2月13日	栗山町農業委員会	農業情勢・農地流動化の現状と農業委員会運営
平成19年11月16日	栗山建設協会	建設業界の現況
平成19年12月 5日	栗山青年会議所	地域ビジョン「目指せ！北のシリコンバレー」
平成20年 2月22日	小中学校教職員	栗山の教育の現状
平成20年 2月27日	栗山赤十字病院	栗山赤十字病院の現況と今後の見通し
平成21年 3月11日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成21年 5月29日	栗山青年会議所	私たち若者が考える議会とは
平成21年10月20日	栗山赤十字病院及び一般住民	栗山赤十字病院とこれからの栗山の医療
平成22年 3月10日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成22年10月 7日	栗山町指定管理者会議	指定管理者の見直し
平成22年11月15日	栗山赤十字病院	経営改善、地域医療の展開等
平成22年11月29日	北海道中小企業家同友会	中小企業振興基本条例の制定
平成22年12月10日	新生くりやまを考える会	第5次総合計画後期実施計画原案の更なる住民負担のあり方
平成23年 3月10日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成23年12月19日	栗山赤十字病院	経営改善、地域医療の展開等
平成24年 3月12日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成24年12月18日	栗山赤十字病院	経営改善、地域医療の展開等
平成24年12月20日	栗山町社会福祉協議会	地域福祉の今後のあり方等
平成25年11月 5日	議友会	議会議員の定数等に係る意見交換会

平成25年11月 6日	栗山商工会議所 (社)栗山青年会議所	議会議員の定数等に係る意見交換会
〃	栗山消費者協会、栗山町 ボランティア連絡協議会	〃
平成25年11月15日	そらち南農業協同組合 栗山町農民協議会	〃
平成25年11月26日	町内会、自治会 町内連合会	〃
平成26年 3月12日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成27年 3月 4日	栗山赤十字病院	現状と課題について
平成27年 3月12日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成28年3月11日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
平成29年1月20日	栗山町商工会議所	商工振興施策に関する要望
平成29年3月16日	栗山町教育委員会	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価

※行政担当課、総合計画関連以外の一般会議実績

4 最高規範性及び見直手続（第9章）

■見直し手続（第26条）

1年ごとに、条例の目的が達成されているかを議会改革推進会議で検討する。条例改正が必要になった場合は、町民への説明責任を果たすため、改正等の理由、背景を本会議において説明する。

◆議会基本条例の改正①（平成20年3月定例会）

1. 議会モニターの設置

町民からの議会運営や政務活動費に関し提言を聴取し、民主的な議会を推進することを目的に議会モニター制度を導入。

2. 議会改革推進会議

現在、議会運営委員会において進めている議会改革を継続的、不断に取り組む旨を規定し、議会改革推進会議を議会設置。

3. 交流及び連携の推進

他の自治体議会と交流し、分権時代にふさわしい議会のあり方を求め、調査研究等を行う。

4. 調査機関の設置

地方自治法の改正により、法第100条の2の規定で専門的知見の活用が可能となったことから、議決により必要な時は調査機関を設置。

◆議会基本条例の改正②（平成20年12月定例会）

1. 前文中「信託を受けて活動し」を「信託に応える活動をし」に改める

2. 第3条第2項中「選良にふさわしい」を「信託に応える」に改める

3. 住民投票の意思を追加

議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

◆議会基本条例の改正③（平成21年3月定例会）

1. 議会サポーターの導入

「議会サポーター制度」についての条項を追加し、議会及び議会事務局の政策形成、立案機能を高め、実施するに至るまでの参考意見として活用することを定める。

◆議会基本条例の改正④（平成23年3月定例会）

1. 正副議長志願者の所信表明

町民に正副議長の選出の過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けることを規定。議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで町民に分かりやすい正副議長の選出を行うためのもの。なお、地方自治法第118条第1項の規定により、議会において行う選挙については、公職選挙法の規定を一部準用しているが、立候補制については準用していないため、本会議で行われる正副議長選挙で立候補者以外の議員への投票があった場合、その投票は有効となる。

◆議会基本条例の改正⑤（平成23年6月定例会）

1. 地方自治法の改正に伴う引用条項を改正

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、基本構想策定義務の根拠規定である法第2条第4項の規定が削られたため、本条例第8条第1項において「法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画」を「栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画」に改正。

◆議会基本条例の改正⑥（平成24年12月定例会）

1. 地方自治法の改正に伴う引用条項を改正

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、公聴会の開催及び参考人招致が本会議でも可能とされたこと、さらに政務調査費の名称が政務活動費に改められたことにより、本条例第4条第3項及び第10条を改正。

◆議会基本条例の改正⑦（平成26年12月定例会）

1. 議決事項の名称を改正

住生活基本法との整合性を図るため「栗山町住宅マスタープラン」を「栗山町住生活基本計画」に、子ども・子育て支援法の制定により、「次世代育成支援行動計画」を「栗山町子ども・子育て支援事業計画」に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を「栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に改正。

2. 議員の政治倫理に第2項を追加

政治倫理に関する事項は、栗山町議会議員政治倫理条例で定めることを追加。

◆議会基本条例の改正⑧（平成28年6月定例会）

1. 議決事項の名称を改正

栗山町総合計画の策定と運用に関する条例との整合性を図るため「総合計画」を「基本計画」に改正。

2. 文言整理（手段と目的の入れ替え）

第12条「他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行う」を「分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進する」に改める。

3. 委員会等の適切な運営及び一般会議の設置を改正・第3項追加

「議会は、法律により活動が制限されている常任委員会、特別委員会等の制約をこえて」を削除し、「前項のほか、議会は」に改める。

前項の一般会議に関し必要な事項は、議長が別に定めることを追加。

4. 見直し手続の改正

「一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに」を「1年ごとに」に改める。

「議会運営委員会」を「第11条第1項の議会改革推進会議」に改める。

栗山町議会 議会改革・活性化の経過

- ● ●
- 平成12年 4月 地方分権一括法が施行される
機関委任事務の廃止等により地方自治体及び議会に自主的な決定と責任
- 6月 第20回北海道町村議会広報コンクール入選
- 平成14年 3月 栗山町議会情報公開条例を議員提出議案として提案
- 6月 インターネットによる議会ライブ中継の運用開始
(地域イントラネット基盤施設整備事業の活用)
中長期財政問題等特別委員会を設置して、町財政の現状等を徹底検証
- 12月 栗山町議会政務調査費の交付に関する条例を議決(平成15年4月より運用)
議員定数を20名から18名にする案を議員提出議案として提案し議決
(平成15年4月の選挙より適用)
- 平成15年 3月 一般質問における一問一答方式の採用と発言席の設置
- 6月 一般質問ポスターの公共施設等への掲示による町民周知を開始
- 12月 栗山町廃棄物の減量及び処理に関する条例(ごみ有料化)を修正可決
(有料ごみ袋の大きさ、価格を修正)
- 平成16年 1月 南空知3町合併協議会(法定協)の設置を議決
- 2月 第18回町村議会広報全国コンクール奨励賞
- 6月 議員定数を18名から13名にする案を議員提出議案として提案し議決
(平成19年4月の選挙より適用)
- 平成17年 3月 全国で2例目、北海道内で初めての議会報告会を実施(町内12会場、370人)
- 5月 議会基本条例策定の準備作業に着手
- 11月 栗山町保育の実施に関する条例、栗山町立保育所設置条例(民営化案)を修正可決(施行期日を1年延期)
議会基本条例を議会運営委員会に諮問
- 平成18年 3月 議会基本条例の策定原案を中間報告
議会だより臨時号において、議会基本条例の制定について、議会報告会において、意見・要望等を聴取することを周知
- 4月 平成18年議会報告会を実施(町内12会場、237人)
参加した町民から議会基本条例に対する意見・要望を聴取
北海学園大学法学部の神原 勝教授を講師に招き、議員研修会を実施
(「議会基本条例の意義について」)
- 5月 議会録画中継配信(ビデオオンデマンド)の運用開始
栗山町議会基本条例を議員提出議案として提案し議決(同日(5/18)施行)
- 6月 一般質問にて反問権行使される(町長・教育長)
- 11月 基本条例制定後6カ月経過の議会報告会を実施(1会場、180人)
第1回マニフェスト大賞 最優秀成果・議会賞

平成19年	3月	平成19年議会報告会を実施（町内12会場、300人）
	6月	総合計画にかかわっていくための議会基本条例制定1周年記念講演 （「自治体再構築」法政大学名誉教授 松下圭一氏） 第27回北海道町村議会広報コンクール入選
	9月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用（全4回） 総合計画策定に関する事項（北海学園大学法学部教授 神原 勝氏） 行政側案に対し、対案として総合計画議会案を作成
平成20年	2月	臨時会にて総合計画を修正可決
	3月	議会基本条例を見直し、条例改正 平成20年議会報告会を実施（町内12会場、324人参加）
	6月	議会基本条例制定2周年記念講演会 （「地方分権時代と議会の役割」慶応義塾大学教授 片山善博氏）
	8月	「議会基本条例の展開」発刊（公人の友社）
	10月	「議会基本条例 栗山町議会の挑戦」発刊（中央文化社）
	11月	第3回マニフェスト大賞 最優秀成果賞 地方自治法100条の2による専門的知見の活用（全4回） 財政分析に関する事項（北海道地方自治研究所主任研究員辻道雅宣氏）
	12月	南空知3町合併に特化した議会報告会を実施（町内5会場、379人参加） 議会基本条例を改正し1項目を追加（「住民投票」の意思を盛り込む）
平成21年	3月	議会基本条例を改正し1項目を追加（「議会サポーター」の導入） 平成21年議会報告会を実施（町内12会場、291人参加）
	7月	モニター会議
	8月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用 民営化に関する事項（中央学院大学教授 福嶋浩彦氏） モニター会議 議会モニター・サポーター会議
	11月	第4回マニフェスト大賞 審査委員会特別賞 議会基本条例制定3周年記念講演会 （「政権交代と地方分権」早稲田大学教授 北川正恭氏）
	12月	モニター会議
平成22年	2月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用（全4回開催） 第5次総合計画に関する事項（北海学園大学教授 神原 勝氏） 平成22年議会報告会を実施（町内12会場、254人） モニター会議 総合計画の策定と運用に関する条例策定委員会の設置
	3月	第24回町村議会広報全国コンクール奨励賞 モニター会議（法政大学法学部 廣瀬克哉教授コーディネーター）
	5月	委員会室に議会ライブ中継システム導入
	6月	第30回北海道町村議会広報コンクール特選 「総合計画の策定と運用に関する条例案」中間報告
	8月	総合計画に特化した議会報告会（町内1会場、51人）

		議会モニター・サポーター会議
	9月	「総合計画の策定と運用に関する条例案」最終報告 U S T R E A M (ユーストリーム) による議会ライブ中継開始
平成23年	11月	第5回マニフェスト大賞 議会改革優秀賞
	3月	モニター会議 議会基本条例を改正し1項目追加 (「正副議長志願者の所信表明」を盛り込む) 平成23年議会報告会を実施(町内12会場、252人)
	4月	議会ホームページリニューアル
	5月	初議会において正副議長志願者による所信表明演説実施
	6月	議会基本条例を改正(地方自治法改正に伴う引用条項の整理)
	7月	モニター会議
	9月	広報広聴特別委員会設置(広報特別委員会を改組)
平成24年	3月	モニター会議 平成24年議会報告会を実施(町内12会場、227人)
	12月	議会基本条例を改正(地方自治法改正に伴う引用条項の整理) 自治基本条例等審査特別委員会設置 学校統合調査特別委員会設置
平成25年	1月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用 自治基本条例及び総合計画の策定と運用に関する条例 (北海学園大学教授 神原 勝氏)
	2月	自治基本条例制定の賛否に関する公聴会開催 モニター会議 自治基本条例等に特化した議会報告会(町内3会場、42人)
	3月	平成25年議会報告会を実施(町内12会場、182人)
	4月	広報広聴常任委員会設置(広報広聴特別委員会を改組)
	6月	栗山町議会議員定数問題等調査特別委員会設置 第33回北海道町村議会広報コンクール入選
	7月	モニター会議
	10月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用 栗山町議会議員定数問題等に関する事項 (北海道大学名誉教授 神原 勝氏)
	12月	モニター会議
平成26年	1月	地方自治法100条の2による専門的知見の活用 議会基本条例の見直しに関する事項 (北海道大学名誉教授 神原 勝氏) 栗山町議会モニター設置要綱の改正
	2月	平成26年議会報告会を実施(町内12会場、225人) 栗山町議会議員の定数と報酬に関するパブリックコメントを募集 栗山町議会議員定数問題等に関する参考人制度の活用 (北海道町村議会議長会 事務局長 勢旗了三氏)
	3月	議員定数を13名から12名にする案を議員提出議案として提案し議決

(平成27年4月の選挙より適用)

	8月	モニター会議
	8月	議会議員の政務活動費に関するパブリックコメントを募集
	9月	政務活動費を年額96,000円から年額240,000万円へ改正
	11月	議会議員政治倫理条例(案)に関するパブリックコメントを募集
	12月	政務活動費の交付方法を前払い方式から後払い方式へ改正 議会議員政治倫理条例を制定 議会基本条例を改正(議決事項の改正及び議員の政治倫理に第2項を追加)
平成27年	1月	道央廃棄物処理組合への加入推進に関する決議 政務活動費収支報告書の調査を、専門的知識等を有する者に監査等をさせる ことを追加
	2月	第29回町村議会広報全国コンクール奨励賞
	3月	第29回町村議会広報全国コンクール奨励賞
11月12月		平成27年議会報告会を実施(町内12会場、226人) 第10回マニフェスト大賞 第10回記念特別表彰
	2月	議会改革推進会議
平成28年		モニター会議 議会基本条例見直しに関するパブリックコメントを募集
	3月	議会改革推進会議(3回開催)
6月		第30回町村議会広報全国コンクール優良賞 平成28年議会報告会を実施(町内12会場、224人) 議会基本条例を改正(議決事項、交流及び連携の推進、委員会等の適切な運営及び一般会議の設置、見直し手続きを改正及び委員会等の適切な運営及び一般会議の設置に第3項を追加)
	8月	
	11月	
12月3月		第36回北海道町村議会広報コンクール入選 議会基本条例10周年記念事業開催
平成29年		モニター会議 夕張市議会と包括的連携協定調印 平成29年議会報告会を実施(町内12会場、279人)

■視察の受け入れ状況<議会改革関係>

平成 18 年度	1 0 8 団体	8 7 6 人
平成 19 年度	1 4 0 団体	1, 2 0 5 人
平成 20 年度	8 7 団体	6 7 7 人
平成 21 年度	5 7 団体	4 8 0 人
平成 22 年度	5 1 団体	3 9 3 人
平成 23 年度	6 6 団体	4 9 9 人
平成 24 年度	5 0 団体	4 7 6 人
平成 25 年度	3 0 団体	2 7 0 人
平成 26 年度	2 5 団体	2 1 0 人
平成 27 年度	1 2 団体	9 7 人
平成 28 年度	2 3 団体	1 9 8 人
合 計	6 4 9 団体	5, 3 8 1 人

栗山町議会基本条例

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることにより、町政の情報公開と町民参加を基本にした、栗山町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、正副議長を選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

3 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める栗山町議会会議規則（昭和63年規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

4 議長は、別に定める栗山町議会傍聴規則（平成20年規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、

自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の信託に応える活動をするものとする。

- 3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
- 3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。
- 8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。
- 9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

- 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事項)

第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (2) 栗山町都市計画マスタープラン
- (3) 栗山町住生活基本計画
- (4) 栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 栗山町子ども・子育て支援事業計画

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第10条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める栗山町議政務活動費の交付に関する条例（平成14年条例第41号）に基づき議員個人に対して交付するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

第7章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

(交流及び連携の推進)

第12条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。

(議会モニターの設置)

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営及び一般会議の設置)

第14条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 前項のほか、議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

3 前項の一般会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(調査機関の設置)

第15条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会サポーターの協力)

第16条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な協力者(以下「議会サポーター」という。)を募り、その協力を得ることができる。

2 議会サポーターの氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、議会サポーターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第20条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制

度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

- 3 議員定数の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第22条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 議員報酬の条例改正案は、法律第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

- 2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、栗山町議会議員政治倫理条例（平成26年条例第41号）で定める。

第10章 最高規範性及び見直手続

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第26条 議会は、1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを第11条第1項の議会改革推進会議において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成20年条例第19号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第33号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第10号）

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 16 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 章及び第 10 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 17 号）

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日より施行する。

栗山町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、栗山町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員は政治倫理の向上に努め、議会が町民から信頼を得て、公正で開かれた民主的な町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 納税等の義務を履行するとともに、品位及び名誉を損なう行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (3) 町が行う許認可又は請負その他の契約に関して、個人又は特定の企業、団体等のために不正な取り計らいをしないこと。
- (4) 町職員の採用、昇任又は人事異動に関し、不当に関与しないこと。
- (5) 政治活動に関して、企業・団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (6) 町から委託又は補助を受けている団体等の長に就任したときは、その団体等を自己の利益のために利用しないこと。

(調査の請求)

第4条 町民又は議員は、議員が前条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては選挙権を有する者の50分の1以上の連署、議員にあっては2人以上の連署をもって、議長に調査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条に規定する調査の請求があったときは、栗山町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、5人以内の議員をもって構成し、議長が議会運営委員会に諮って選任する。
- 3 審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、審査会の委員になることができない。
- 4 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 審査会の委員長及び副委員長は、委員において互選する。
- 6 委員の任期は、当該審査の終了までとする。

(審査会の運営)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否又は政治倫理基準の違反の存否について審査する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会は、当該審査を行うため、調査請求された議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、対象議員から申し出があったときは、弁明の機会を保障しなければならない。
- 5 審査会の会議は、原則公開するものとする。ただし、出席委員の過半数の同意により、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(税等納付状況報告書の提出)

第7条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、税等納付状況報告書の提出を求めることができる。

2 対象議員は、審査会から税等納付状況報告書の提出を求められた場合は、前年度分の税等の納付状況について、依頼があった日から30日以内に、議長に提出しなければならない。

3 税等納付状況報告書には、別に定めるところにより、必要な書類を添付しなければならない。
(審査会の審査結果)

第8条 審査会は、当該審査を求められた日から起算して、60日以内に審査結果を文書で議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告があったときは、その審査結果を速やかに調査請求者及び対象議員に通知しなければならない。

3 議長は、審査会の報告を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

4 議長は、前項の措置を講じたときは、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

栗山町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、栗山町議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対し交付する。

(交付額)

第3条 政務活動費は、年額240,000円とし、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し交付する。

2 年度の途中において議員の任期満了により議員でなくなった場合の政務活動費の額は、任期満了の日の属する月までの月数分を月割計算により算出した額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となった者は、基準日に在職したものとみなす。ただし、その者に対して交付する政務活動費の額は、任期開始の日の属する月から月割計算により算出した額とする。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中において新たに議員となった者は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、政務活動費の交付の決定をし、議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、政務活動を行ったときは、四半期ごとに、当該四半期に属する月分を当該四半期に属する最終月の翌月20日以内（その日が栗山町の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する町の休日にあたるときはその翌日）に、当該政務活動に要した経費を政務活動費として町長に申請するものとする。

2 議員は、前項の規定により政務活動を請求するときは、領収書その他支出を証すべき書面を添えてかつその支出が第7条の規定に基づくものであることを明確にしなければならない。

3 町長は、第1項の請求があったときは、速やかに交付するものとする。

(経費の範囲)

第7条 政務調査費を充てることができる経費の範囲は、別表第1に定める経費とする。

2 政務活動費は、別表第2に定める経費に充ててはならない。

(収支報告書)

第8条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、領収書その他支出を証すべき書面を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、領収書その他支出を証すべき書面を添えて議員でなくなった日の翌日から起算して15日以内に議長に提出しなければならない。

ならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書の写しを、町長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、前項の規定による調査に関し、専門的知識等を有する者に監査等をさせるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 年度の途中において、政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、議員でなくなった日の属する月までの月数分を月割計算により政務活動費の額を算出し、既に交付を受けた政務活動費がその額を超えるときは、その超える額を速やかに町長に返還しなければならない。ただし、死亡の場合を除く。

(収支報告書の保存)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、栗山町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費は、改正後の栗山町議会政務活動費の交付に関する条例の規定により政務活動費として交付されたものとみなす。

附 則 (平成26年条例第32号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第42号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。